

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付一般競争入札とする。

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、失格又は無効（ただし、福島県工事等競争入札心得第6条第1項第2号から第6号の規定に基づく無効を除く。）の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札を行った場合で再度入札を執行しても落札候補者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする場合がある。

入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

入札保証金の納付は免除する。

(3) 最低制限価格（※価格競争）

価格競争の場合は最低制限価格を設定する。最低制限価格は契約締結後、公表する。

(4) 低入札価格調査制度（※総合評価方式の場合）

入札説明書による。

(5) 施工体制事前提出方式（※総合評価方式の場合）

入札説明書による。

(6) 落札者

入札説明書による。

(7) 契約保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）第228条に定める契約保証金は請負代金の10分の1以上の額とする。契約保証金の納付は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。

なお、落札額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となるときは、この限りではない。

また、落札者は別紙「契約の保証について」により契約の保証を付することとする。

(8) 前金払

規則第112条で定める前金払は次のとおりとする。

ア 第1項で定める前金払は請負代金の4割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）と

する。

イ 第2項で定める中間前金払は請負代金の2割以内の額(1万円未満の端数は切り捨てる。)とする。

(9) 部分払

規則第238条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額(1万円未満は切り捨てる。)とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の10分の3(前金払の約定をするときは10分の5、中間前金払の約定をするときは10分の6)を超えた場合に限る。

なお、部分払の回数は規則第239条第3項で定めるところによる。

(10) 工期

入札公告による。ただし、工事の着手時期は契約締結の日から7日以内において工事発注者が指定する日とする。

(11) 建設業退職金共済組合

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(12) 労務者の休業

日曜、祝日、休日は労務者を休業させるよう配慮すること。

(13) 現場代理人等届

受注者は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約締結の日から5日以内に経歴書を添付して発注者に提出すること。

(14) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第26条第5項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2か月以上あり(ただし、防護柵設置工事等工期が2か月未満の工事についてはこの限りでない。)、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(15) インフレ条項に基づく請負代金額の変更

約款第26条第6項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工期が2か月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(16) 工事請負契約締結後における単価適用日変更に伴う特例措置

当初契約締結日において直近の単価表を適用しないで積算されている工事については、約款第59条の規定に基づき、その締結日から30日以内に当初契約締結日における直近の単価表を適用した積算に基づく請負代金に変更するための協議を請求することができる。

なお、当該工事が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第2条の規定に基づく議決を要する場合は、議会の議決を得て本契約として成立した日から30日以内に請求することができる。

(17) 不可抗力による損害

約款第30条第3項に定める損害額の負担を求めるときは、善管処置を裏付ける資料を添付すること。

また、同条第4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の100分の1に満たないものは損害額に含めないものとする。

(18) 下請負に付す場合の遵守事項

工事の一部を下請負に付する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。

(19) 配置予定の技術者

ア 他の発注機関の入札との関係について

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とし応札する場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

イ 他の建設工事の配置技術者との関係について

開札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の工期が当該工事の工期と重複していなければ配置予定技術者として配置することができるが、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

ウ 配置予定技術者に関する入札の条件に違反した場合について

他の工事を落札したこと等により配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず落札した場合には、契約を締結しないことや、契約の解除及び「福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱」に基づく入札参加制限を行うことがある。

エ 監理技術者

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業に係る工事の場合には、工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で必要な講習を受けている技術者を配置すること。

オ 緩和について

常駐義務緩和対象工事については、契約相手方の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。

カ 特例監理技術者の配置を認める工事の場合

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の（ア）～（ク）の要件を全て満たさなければならない。

（ア）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（イ）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（ウ）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（エ）同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。

（オ）特例監理技術者が兼務できる工事は同一建設事務所管内の工事でなければならない。

（カ）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（キ）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(ク) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(20) 工事請負契約書

「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項として別記の条項を挿入する。

(21) 資材の再資源化

この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を書面に記載し、発注者との間で取り交わす必要があることから、設計図書等を参考に積算したうえで入札すること。また、分別解体等の方法等について、落札者は発注者と協議を行うこととする。

(22) 経営事項審査

建設業法第27条の23及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の2の規定により、契約に当たっては、有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限の確認のため、入札後、契約前に発注者に提出を求められた場合には、経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを提出すること。（契約金額が500万円（建築工事にあつては1,500万円）以上のものに限る。）

(24) 契約確定の時期

地方自治法第234条第5項の規定により発注者及び受注者が記名押印したときに確定する。

(25) 見積内訳書

入札参加者又は入札参加者の代理人は、見積内訳書を提出しなければならない。見積内訳書の提出がない場合、当該入札は無効とする。

〔別記〕 特約条項

第1 受注者は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

（注 この特約条項は、落札額が500万円未満の場合に特約することとし、500万円以上の場合は特約しない。この場合、特約条項第2以下の各条項を1条繰り上げること。）

第2 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。

第3 約款第4条第3項及び第6項中の「10分の1」とあるのは、「10分の3」と読み替える。

2 約款第35条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第7項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第9項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替える。

3 この工事においては、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者2名を配置すること。

なお、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第27条第2項の適用は認めない。）

(注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合のみ特約する。)

第4 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第5 約款第37条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日以降新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。